

本書において下記のとおり、法改正による修正箇所がございます。  
恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

T A C出版

頁	訂正箇所	改正後
86 頁	最上段 判例の差替  右記の新しい判例 が出ております。	<p><b>婚外子（非嫡出子）の相続分差別（最大決平 25・9・4）</b></p> <p>○事案 平成 13 年 7 月に死亡した A の遺産につき、A の嫡出子 X（その代襲相続人を含む。）らが、A の嫡出子でない Y らに対し、遺産分割の審判を申し立てた。その審判の中で民法 900 条 4 号ただし書前段規定の合憲性が争われた。</p> <p>○決定要旨 ① 法律婚という制度自体はわが国に定着しているとしても、国民意識、国際的環境、家族共同体における個人の尊重に対する認識等により、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事項を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるとの考えが確立されてきている。 そうすると民法 900 条 4 号ただし書前段の規定は、遅くとも A の相続が開始した平成 13 年 7 月当時において、合理的な根拠は失われ憲法 14 条 1 項に違反していた。</p> <p>② 本決定の違憲判断は、A の相続開始から同時決定までの間に開始された他の相続につき、同号ただし書前段の規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない。</p>
87 頁	16 行目以降の 記載について	「～判例の結論は合憲～」とありますが、上記の違憲判決に基づいて、25 年 12 月国会は民法 900 条 4 号ただし書を改正しました。
89 頁	4 行目	「～非嫡出子相続分差別の合憲判決との関係～」とありますが、上記のとおり、民法 900 条 4 号ただし書は改正されています。
	下から 3 行目	「ちなみにこの「慎重に検討」というのは～」とありますが、上記のとおり、民法 900 条 4 号ただし書は改正されています。

以上